平成２３年（フ）第４８号
栃木県那須塩原市東三島４丁目45番地１　ニューシティ大瀧Ｇ―103号、前住所栃木県那須塩原市井口538番地26
債務者　樋口　拓郎
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１９号
岡山市中区高島新屋敷43番地16
債務者　岡本　一男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２０号
岡山市中区高島新屋敷43番地16
債務者　岡本真由美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
岡山市南区西高崎49番地１
債務者　星島　正子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９号
岡山市南区西高崎49番地１
債務者　星島　敏明
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４号
岡山市中区海吉1539番地５、前住所岡山県倉敷市玉島上成855番地１　６号
債務者　吉田　友子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２号
岡山市北区内山下１丁目11番19号
債務者　石井サカヱ
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５号
岡山市北区西辛川973番地４、前住所岡山市北区大窪770番地42
債務者　山根　絹代
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４号
広島県福山市伊勢丘８丁目27番24号、旧住所広島県福山市東陽台１丁目７番10号　ＦＫ1021
債務者　高橋　禎宏
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時15分　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９５３号
静岡県藤枝市青木１丁目21番６号、旧住所静岡県藤枝市青木１丁目２番８号
債務者　髙橋　英子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後３時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目39番10―103号　クレメントＳ
債務者　木村　裕樹
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２９０号
沖縄県うるま市石川391番地２
債務者　佐次田　桜
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８３７号
静岡市清水区村松707―１　渕上方、住民票上の住所静岡市清水区千歳町14番32号　ヴィラセイユー浜田506
債務者　宇多布美子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２５号
静岡県島田市中央町29番17号　若葉荘
債務者　松井すみ子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目52番６号
債務者　杉本　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後１時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係